

## 0 1 . 5 0

### 複数当事者の相互代表について

#### 1. 相互代表<sup>注1</sup>

特許法は、複数当事者の手続を円滑に進行させるため、二人以上の者が共同して、出願又は審判請求等の手続をした後は、次に掲げる（１）から（６）までの本人の不利益になる手続又は本人に重大な影響をもたらすため改めて本人の意思を確認することが適当とされる手続を除いて、その後の手続について各人が全員を代表する旨を定めている（特14条本文<sup>\*1</sup>）。

- （１）特許出願の変更、放棄及び取下げ
- （２）特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
- （３）請求、申請又は申立ての取下げ
- （４）特許出願等に基づく優先権の主張及びその取下げ
- （５）出願公開の請求

（６）拒絶査定不服審判<sup>注2</sup>（→審判便覧22-03「2.（1）」）の請求  
これは、上記（１）から（６）までの手続以外の手続については、特許庁に対して共同出願人の一人がすれば有効であり、また、特許庁からする手続についても共同出願人のうち一人に対してすれば全員に対してしたと同じような効果を生じることとしたものである。

#### 2. 選定代表<sup>注3</sup>

代表者を定めて特許庁に届け出たときは、例外的にその代表者のみが手続をすることができる旨を定めており（特14条ただし書<sup>\*1</sup>）、この場合には、その他の者は代表する権限を有しない。もっとも、代表者以外の者であっても、効果が本人にのみ及ぶ届出を行うことは認められる。

代表者を届け出ることができるのは、もともと各人が全員を代表することができる手続についてのみであるから、上記（１）から（６）までの手続については、代表者を定めて特許庁に届け出たとしても、代表者が全員を代表して手続をすることはできない<sup>注4</sup>。

（改訂令和6・4）

---

<sup>注1</sup> 相互代表例

当事者A、B、Cの場合に、Aがした手続の効力はB、Cにも及び、Bがした手続の効力はA、Cに及ぶ。また、特許庁がCに対してした手続はA、Bにも効力が及ぶ。

---

※<sup>1</sup> 特14条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

注<sup>2</sup> 特許法第14条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、意匠法第68条2項においては「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、商標法第77条2項においては「商標法第44条第1項又は第45条第1項の審判」と読み替えて準用している。

注<sup>3</sup> 選定代表例

当事者A、B、Cの場合に、B、CがAを代表者として選定して届け出た場合には、手続をすることができる権限は、Aに専属し、B、Cは手続をすることができない。また、特許庁は、Aに対してだけ手続をすることができる。

注<sup>4</sup> 特許法第14条ただし書は、2人以上が共同して手続をした場合において、代表者選定届を提出したときは、審判の請求等同条本文に掲げる手続以外の手続については代表者が全員を代表することを定めたものであって、同条本文に掲げる手続についてもその代表者が全員を代表できる旨を定めたものではない旨、判示している（昭和56年8月25日東京高裁判決・昭和56年（行ケ）第3号、昭和55年9月30日東京高裁判決・昭和53年（行ケ）第163号）。